

北九州市農業委員会
第11回東部部会会議（令和6年度6月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年6月11日（火）午前10時00分～10時33分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
榑 野 保 博	古 田 俊 策	中 村 治 雄	澤 水 理 佳
稲 光 進	八木田 経 二		

農地利用最適化推進委員 20名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則
村 田 堯	平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 なし

4 事務局出席者

藤 石 事務局長	池 永 次長	田 上 係長	飛 松 主査
吉 田 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第59号	非農地証明願について	1件
報告第60号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第61号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	4件
報告第62号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	9件

【議 案】

議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件

6 傍聴人 1名

部会長

ただ今より、令和6年度 第11回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は、30名中、30名ですので、この会が成立していることを報告いたします。

会議の効率的な運営の観点から、報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略します。議案書は事前に皆さまに送付され、ご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

本日は、議案の審議に先立ちまして、新規営農者1名の面接を行います。なお、今回からの面接の流れにつきまして、本年2月の部会での申し合わせのとおり、初めに新規営農者による説明、次に地区担当委員の補足説明、そののちに質疑応答の順で進めます。

議案書11ページの「営農計画書」をお開きください。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者が説明)

それでは、小倉南区大字井手浦地区担当の棚野委員、補足説明をお願いします。

棚野委員

新規営農者は、主にコブミカンを作付しますが、葉を採って使うということで、私もいろんなミカンを植えていますが、一緒に植えていきたいと思っております。

やる気が十分あり、私も保証するとともに、支援します。

部会長

ありがとうございました。同じく井手浦地区担当の古田仁重委員、補足説明をお願いします。

古田仁重委員

井手浦地区は高齢化で休耕地が多く、そういうところで耕作するというので、現地で本人からお話を聞いたところ、やる気があるのを感じました。私たち地元農家と支援していきたいと思っております。

ありがとうございました。ただいまのご説明等に関して、何かご意見なりご質問はございませんか。

(異議なしの声)

部会長

ご意見がないようでしたら、これで面接を終了いたします。お疲れ様でした。

(新規営農者が退室)

部会長

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。議案書の9ページをお開きください。議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員	<p>議案第 31 号第 1 項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字横代の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>平たく言いますと、申請地の下流の譲受人が水路として購入して、水稻栽培を行います。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>次に、第 2 項及び第 3 項、小倉南区大字井手浦地区担当の椰野委員、報告をお願いします。</p>
椰野委員	<p>議案第 31 号第 2 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が新規営農するもので、大字井手浦の申請地において、果樹及び野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>次に、第 3 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字井手浦の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>次に、第 4 項、小倉南区中曽根東地区担当の澤水委員、報告をお願いします。</p>
澤水委員	<p>議案第 31 号第 4 項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、中曽根東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	<p>ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議は無いようですので、議案第 31 号につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書の 12 ページをお開きください。議案第 32 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第 1 東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。</p>
川江調査長	<p>議案第 32 号について、第 1 東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。</p> <p>第 1 項の申請地は、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第 2 種農地です。建設業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま</p> <p>次に、第 2 項の申請地は、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公</p>

共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。資材管理業者が、無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われれます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第32号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、27番大下委員と28番黒崎委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございせんか。なければ事務局から連絡事項をお願ひします。

(事務局から5件連絡事項)

それではこれで、令和6年度第11回東部部会会議を閉会します。
お疲れ様でした。